

鳥取商業高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は鳥取商業高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を深め、母校との連絡を密にし、その発展に資することを目的とする。
- 第 3 条 本会の事務局を鳥取商業高等学校内に置く。
- 第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会誌会報の発行
 2. その他本会の目的を達するための必要な事業

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会は普通会员と特別会員で組織する。
- 第 6 条 普通会员は次の資格の一を具えた者とする。
1. 鳥取商業学校卒業生
 2. 鳥取商業高等学校卒業生（昭和 24 年 3 月卒業）
 3. 鳥取西高等学校商業科卒業生
 4. 鳥取西高等学校商業別科卒業生
 5. 鳥取商業高等学校卒業生
 6. かつて前記諸校に在学した者で、本会会員の推薦により幹事会の承認を経て会長が認めた者
- 第 7 条 特別会員は次の資格の一を具えた者とする。
1. 鳥取商業高等学校職員
 2. 前条諸校のうち何れかの職員であった者。

第 3 章 役 員

- 第 8 条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1 名、副会長若干名、会計監査 2 名、幹事長 1 名、副幹事長若干名、幹事は各回 2 名以上
- 第 9 条 会長、副会長及び会計監査は総会において選出する。幹事長及び副幹事長は会長が会員から推薦し、総会の承認を受ける。幹事は各回で選出する。
- 第 10 条 会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。会計監査は本会の会計業務を監査する。幹事長は本会の庶務会計を掌握し事業の推進を図る。なお、各会の議長は会長がこれにあたる。
- 第 11 条 本会は必要に応じて顧問を置くことができる。
- 第 12 条 幹事を除く役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。幹事の任期は各期の状況により適宜これを定める。

第 4 章 会 議

- 第 13 条 本会の会議は次の通りとし、役員会・幹事会は必要に応じて会長がこれを招集する。
1. 定 期 総 会
 2. 臨 時 総 会
 3. 役 員 会
 4. 幹 事 会

第14条 定期総会は毎年6月に開く。臨時総会は会長が必要と認めたときこれを召集する。

第15条 総会に附する事項は次の通りとする。

1. 役員（幹事を除く）及び顧問の承認
2. 事業及び予算・決算
3. 会則の変更
4. その他本会運営上特に重要な事項

第16条 役員会は、総会・幹事会に提出する案件および本会の運営に必要な事項を協議する。

第17条 幹事会は本会の運営に必要な事項を審議する。

第18条 会議の決定はすべて出席会員の過半数の同意によって行う。

第 5 章 会 計

第19条 本会の経費は会費及び寄附金、その他の収入をもって当てる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 支 部

第21条 本会は東京・大阪に支部を置く。

第22条 各支部の会長は本会の副会長とし、幹事長は本会の副幹事長とする。また、本会との連携を図り会の発展に努める。

第 7 章 付 則

第23条 本会則は昭和35年4月1日より施行する。

昭和52年12月1日 改正

昭和56年5月10日 改正

平成 5年5月22日 改正

平成 8年5月22日 改正

平成10年6月20日 改正

平成13年6月16日 改正

平成14年6月22日 改正

平成15年6月28日 改正

平成16年6月26日 改正

平成17年6月25日 改正

○鳥取商業高等学校同窓会

〒680-0941 鳥取市湖山町北2丁目401 鳥取商業高等学校内 TEL0857(28)0156